

- 1 ③ 身体の拘束を目的とする逮捕を行う場合にあっては、逮捕のために住居に立ち入ることも逮捕状は予定しているため、別個の令状は必要とされていない（刑訴法 220 条 1 項 1 号）。
- 2 ④ 証拠物の収集・保全といった捜査目的で凶器捜検を行うことはできない。凶器捜検は、あくまで警察官の危険防止と被逮捕者本人の自傷防止のために行われるものである。
- 3 ⑤ 刑法 5 条本文参照。外国の裁判で有罪判決が確定した場合、日本の裁判所が同一の行為について重ねて有罪判決を下したとしても、憲法 39 条の二重処罰の禁止の原則に反しない（最大判昭 28.7.22）。
- 4 ② 刑訴法 198 条 2 項は、被疑者以外の者（参考人）の取調べについて準用されていないので、その取調べに当たっては、あらかじめ供述拒否権を告知する必要はない（最判昭 25.6.13）。
- 5 ① 非違事案は誰でも起こす可能性があるため、職員に対して、非違事案を発生させないためにどうすべきかを自分のこととして考えさせるとともに、非違事案に繋がりやすい業務の仕組みを改善する必要がある。
- 6 ③ 把握した不審者事案については、関係者のプライバシーに配慮した上で、地域住民に対して、電子メール、SNS、FAX、各種広報紙等、それぞれの地域の実情に応じた広報媒体を活用し、タイムリーな情報提供を積極的に実施して情報の共有化を図る。
- 7 ④ 警察官は、犯罪による被害の届出をする者があったときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない（犯罪捜査規範 61 条 1 項）。
- 8 ① 交通安全の意識、行動を一朝一夕に身につけて習慣化させることは困難であることから、人間の成長過程に合わせて、生涯にわたり学習を促していく必要がある。そこで、交通安全教育指針では、幼児、児童、中学生、高校生、成人及び高齢者の各年齢層に応じた交通安全教育の内容、方法等を明示し、交通安全教育の体系化を図っている。
- 9 ⑤ 理論学習や組織温存といった党建設に重点を置き、組織の維持・拡大に向けた様々な活動を行う傾向にあるのは、革マル派である。中核派は、大衆闘争や他派との共闘を重視しており、この路線上の対立が革命的共産主義者同盟全国委員会分裂の主な原因となった。
- 10 ② ブラジル連邦共和国の首都はブラジリアである。かつてはリオデジャネイロが首都であったが、昭和 35 年にブラジリアに遷都された。なお、日本国総領事館はリオデジャネイロに置かれている。